

# 従業員のお子さんを預かる 保育施設の設置等をお考えの 事業主・事業主団体の皆さんへ

## 事業所内保育施設設置・運営等助成金のご案内

1	事業所内保育施設設置・運営等助成金とは	2
2	助成金の対象となる事業所内保育施設	2
3	受給できる事業主等	4
4	その他の受給条件	4
5	助成対象及び助成額	5
6	受給の手続	9
	受給までの流れ	10
7	提出書類一覧	11

# 1 事業所内保育施設設置・運営等助成金とは

労働者のために事業所内保育施設の設置、運営、増築又は保育遊具等の購入を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成します。

## 2 助成金の対象となる事業所内保育施設

以下の要件をすべて満たしていることが必要です。

### 1 施設の規模

乳幼児の定員が10人以上であり、1人当たりの面積が原則として7㎡以上であること。

なお、建物が合築等の場合には、玄関、廊下等の共用部分のスペースは持ち分に応じて積算し、室内の規模に加算することができるものであること。

### 2 施設の構造・設備

- (1) 満2歳未満の子を保育する乳児室及び満2歳以上の子を保育する保育室（以下「保育室等」という。）のほか、調理室及び便所があること。
- (2) 保育室等は、次の基準を満たしていること。
  - ア 乳児室の面積は、1人当たり1.65㎡以上、保育室の面積は、1人当たり1.98㎡以上であること。
  - イ 乳児室は、保育室と区画されていること。
  - ウ 保育室等は、採光及び換気が確保されていること。
  - エ 保育室等を2階以上に設ける建物は、保育室その他幼児が出入りし、又は通行する場所に、幼児の転落事故を防止する設備が設けられる等、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）等の要件に適合すること。
- (3) 便所には、手洗い設備が設けられるとともに、保育室等及び調理室と区画されていること。また、便所の数は、おおむね幼児20人につき1以上であること。
- (4) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。非常口は、通常の出入口の他に設置されていること。
- (5) 安静室を設ける場合は、保育室等と区画され、乳幼児の静養及び隔離機能が確保される部屋であって、以下の要件を満たすものであること。体調不調児とは、医療機関による入院治療の必要はないが、集団保育が困難な感冒、消化不良（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾病や、発熱等の突発的な体調不調が生じた乳幼児をいうものであること。したがって、長期にわたって安静、療養を必要とする乳幼児を指すものではないこと。
  - ア 体調不調児が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.98㎡以上であること。
  - イ 寝具等を用意し、救急医薬品を備えていること。

### 3 施設の設置場所

下記のいずれかに該当するもので、継続的利用が見込まれるものであること。

- (1) 事業所の敷地内
- (2) 事業所の近接地
- (3) 労働者の通勤経路（駅ビル、駅に近接するビル、通勤に便利な場所等）
- (4) 労働者の居住地の近接地（社宅、団地等）

## 4 運営について

### (1) 保育士の配置

専任の保育士の数は

乳児	おおむね 3 人につき 1 人以上
満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児	おおむね 6 人につき 1 人以上
満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児	おおむね 20 人につき 1 人以上
満 4 歳以上の幼児	おおむね 30 人につき 1 人以上

であること。ただし、常時 2 人以上配置されていること。

保育士とは、専任（専ら当該事業所内保育施設における業務に従事することをいう。以下同じ。）の保育士をいうものであり、その配置数は、現に入所している子どもの数（以下「現員」という。）に応じ四捨五入を行って、支給要領に示す要件を満たすことが必要であること。

### (2) 医療機関との協力体制

当該事業所において、緊急の事態に迅速かつ適切に対応できるよう医療機関との協力体制が確保されていること。

### (3) 看護師の配置について

体調不調児対応型運営を行う事業所内保育施設の場合は、安静室には必ず看護師 1 人が、配置されていること。看護師については、専任の看護師をいうものであること。

## 5 施設の利用条件等

(1) 事業所内保育施設の利用者は、原則として、その雇用する労働者（事業主団体にあつては、団体を構成する事業主が雇用する労働者。以下同じ。）又はその雇用する労働者以外の雇用保険の被保険者である労働者とする。ただし、定員の半数以下に限り、その雇用する労働者又は雇用保険の被保険者である労働者以外の利用者を認めることは、差し支えないこととする。

(2) 雇用する労働者の利用条件に就業形態、雇用形態、職種等による制限を設けないこと。

(3) 0 歳から小学校就学の始期に達するまで（6 歳に達する日の属する年度の 3 月 31 日までをいう。）の子について利用できるものであること。

(4) 保育時間は、当該事業所内保育施設を利用する労働者の労働時間を勘案して設定し、労働者が利用しやすいものであること。

(5) 利用者から保育料を徴収する場合は、保育内容に照らし、地域の他の施設に比べて著しく高額でないこと。

※ 事業所内保育施設は児童福祉法の認可外保育施設に該当しますので、その運営や保育内容等は、都道府県等の指導の対象となります。

### ■ 申請に当たっての留意事項 ■

- 事業主等とは「雇用保険の適用事業主及び事業主団体」をいいます。
- 都道府県労働局長が、助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査の実施又は報告を求める場合があります。
- 申請企業が多い場合には、予算を勘案して対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 助成金の詳細については都道府県労働局にお問い合わせください。

●中小企業事業主の範囲は、「資本又は出資の額」又は「常用労働者数」のいずれかが下記に該当する場合です。

区 分	小売業(飲食店含む)	サービス業	卸売業	その他の業種
資本又は出資の額	5 千万円以下	5 千万円以下	1 億円以下	3 億円以下
常用労働者数	50 人以下	100 人以下	100 人以下	300 人以下

## 3 受給できる事業主等

以下のすべてを満たす事業主又は事業主団体です。

- 1 助成金の対象となる事業所内保育施設（2、3頁参照）について、定められた期間内（9頁参照）に所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「労働局長」という。）に事業所内保育施設計画認定申請を提出し、認定を受けていること。
- 2 労働局長の認定を受けた計画に基づき、事業所内保育施設の設置・運営等を行っていること。
- 3 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号に規定する育児休業、第23条第1項に規定する育児休業の制度に準ずる措置又は勤務時間の短縮等の措置について、労働協約又は就業規則に定め、実施している事業主であること。また、事業所内保育施設の対象労働者、利用者条件等について、労働協約又は就業規則に定めている事業主であること。複数の事業所を有する事業主にあつては、すべての事業所において制度化していること。  
事業主団体にあつては、すべての構成員事業主が上記の措置を講じていること。
- 4 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に基づく一般事業主行動計画（以下「一般事業主行動計画」という。）を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ており、かつ当該一般事業主行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じていること。  
事業主団体にあつては、構成員事業主のうち当該事業所内保育施設の利用予定の有無にかかわらず、すべての構成員事業主が一般事業主行動計画の策定・届出、公表、労働者への周知を行っていること。  
※ 設置費、運営費及び保育遊具購入費の受給は、それぞれ1事業主1施設に限ります。

## 4 その他の受給条件

### 1 助成金の併給について

同一の事業所内保育施設について、国等から設置費に係る助成金等を受給している又は受給しようとしている事業主等は、この助成金の設置費を重複して受給することはできません。運営費、増築費又は保育遊具等購入費のそれぞれについても同様に、同種の助成金を重複して受給することはできません。

### 2 計画の変更の申請

計画の認定を受けた事業所内保育施設について、認定内容の各項目を変更しようとする場合及び法人名、事業所名を変更した場合等は、事業所内保育施設計画変更認定申請書を労働局長に提出しなければなりません。

### 3 不支給について

申請に係る事業主等が、助成金の対象となる事業所内保育施設の設置等を行う場合でも、次のいずれかに該当する場合は、不支給となります。

- (1) 労働関係法令の重大な違反を行っていることにより当該事業主に助成金を支給することが適切でないと認められる場合。
- (2) 申請時点において、育児・介護休業法に違反し指導を受けたが是正していない場合。
- (3) 過去2年を超えて労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第19条第1項の一般保険料を納入していない事業主等

- (4) 過去3年間に悪質な不正行為により本来受けることのできない助成金等（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金）を受け、又は受けようとしたことにより助成金等の不支給措置が執られた事業主等

#### 4 返還について

事業主等が、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給した助成金の全部または一部の返還を求めます。

- (1) 不正行為により助成金の支給を受けた場合
- (2) 助成金の支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
- (3) 助成金に係る事業所内保育施設を、目的に反して使用し、譲渡し、交換し又は貸し付けた場合
- (4) 助成金に係る事業所内保育施設における保育事業を廃止した場合

## 5 助成対象及び助成額

※助成の対象となる費用は、設置費、運営費、増築費又は保育遊具等購入費のそれぞれについて、事業所内保育施設に係る部分に限ります。

### 1 設置費 事業所内保育施設を設置した場合

- (1) 助成の対象となる設置の種類

- ① 新築
- ② 購入（土地の取得に要した費用は除く。）
- ③ 既存の所有建物（事務所、倉庫等をいう。）の増改築
- ④ 購入した既存の建物の増改築
- ⑤ 賃借した建物の増改築

- (2) 助成の対象となる費用

事業所内保育施設の設置に要した費用のうち、建築費、工事費及び設計監理料を助成対象とします。

- (3) 助成の対象とならない費用

土地の取得に要した費用、土地及び建物の賃借に要した費用、整地のための費用、既存の建物の取り壊しに要した費用、備品費は助成の対象となりません。

- (4) 受給できる額

事業所内保育施設の設置に要した費用の2分の1（ただし、中小企業事業主（平成19年4月1日から平成22年3月31日までに運営を開始した事業主に限る。）は、3分の2）、  
支給限度額 2,300万円

### 2 運営費 事業所内保育施設の運営を開始した場合

- (1) 助成対象となる運営費

- ① 事業所内保育施設に配置された専任の保育士又は看護師（体調不調児対応型運営の場合に限る。以下同じ。）の人件費（給料、諸手当、労働保険料、社会保険料等。以下同じ。）
- ② 事業所内保育施設が賃貸借施設である場合はその借料（ただし、敷金、礼金を除く。）
- ③ 事業主等が事業所内保育施設の建物を自ら設置又は賃借し、運営を別企業に委託している場合は、その委託料のうち、専任の保育士又は看護師の人件費及び賃貸借施設である場合はその借料（ただし、敷金、礼金を除く。）

(2) 受給できる額

① 新たに事業所内保育施設の運営を開始した事業主等

事業所内保育施設の運営に要した費用（事後認定事業主等にあつては、事業所内保育施設の運営を開始した日から運営計画の認定を受けた日の前日までの間に当該施設の運営に要した費用を除く。）の合計額の下記割合。

	1年目から5年目まで	6年目から10年目まで
中小企業事業主	3分の2	3分の1
大企業事業主	2分の1	3分の1

ただし、支給対象期間は、事業所内保育施設の運営を開始した日から連続する10年間を限度とし、1事業主1施設に限り支給。

1年間の支給限度額は、施設の現員に対応する区分、運営形態に応じ、表1及び表2に掲げるとおりとします。

なお、現員が定員を超える場合は、現員を定員に読み替えて、定員に対応する区分を適用するものとします。

② 過去に、国若しくは財団法人21世紀職業財団が支給する事業所内託児施設助成金若しくは財団法人21世紀職業財団が支給する両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）の設置費若しくは運営費を受給し、支給対象期間（5年間）を経過した事業主又は財団法人こども未来財団が支給する事業所内保育施設整備等助成事業の新築費を受給した事業主等（**2** (2)①に該当する場合を除く。）

事業所内保育施設設置の運営に要した費用の合計額の3分の1。支給対象期間は、連続する5年間を限度とします。ただし、当該施設について平成21年4月1日以降、託児施設におけるサービスの措置として両立支援レベルアップ助成金（育児・介護費用等補助コース）を受給した場合は、両立支援レベルアップ助成金（育児・介護費用等補助コース）の受給期間と合せて5年間を限度とします。

また、1年間の支給限度額は、施設の現員に対応する区分、運営形態に応じ、表2に掲げるとおりとします。

なお、現員が定員を超える場合は、現員を定員に読み替えて、定員に対応する区分を適用するものとします。

(表1)

1年目から5年目までにおける支給限度額

運営の形態	現 員		
	15人未満	15人以上 20人未満	20人以上
<b>通常型</b> 1日の運営時間が11時間未満のもの	379万2千円	540万円	699万6千円
<b>時間延長型</b> 1日の運営時間が11時間以上のもの 施設の規模に応じた通常型の支給限度額に加え、時間延長単価に延長時間数（＜1日の運営時間－9時間＞（最大7時間まで））を乗じた額	505万2千円 379万2千円 +18万円×7時間	729万円 540万円 +27万円×7時間	951万6千円 699万6千円 +36万円×7時間
<b>深夜延長型</b> 時間延長型運営のうち、深夜（22時～5時）の運営があるもの 施設の規模に応じた時間延長型の支給限度額に加え、深夜時間の加算額に深夜時間数（最大7時間まで）を乗じた額	533万2千円 379万2千円 +18万円×7時間 +4万円×7時間	778万円 540万円 +27万円×7時間 +7万円×7時間	1014万6千円 699万6千円 +36万円×7時間 +9万円×7時間
<b>体調不調児対応型</b> 安静室を設けて看護師を置いて運営するもの	上記いずれかの支給限度額に165万円を加えた額		

(表2)

6年目から10年目まで・過去に運営費を受給している場合等の支給限度額

運営の形態	現 員	15人未満	15人以上 20人未満	20人以上
通常型 1日の運営時間が11時間未満のもの		252万8千円	360万円	466万4千円
時間延長型 1日の運営時間が11時間以上のもの 施設の規模に応じた通常型の支給限度額に加え、時間延長単価に延長時間数 (<1日の運営時間-9時間> (最大7時間まで)) を乗じた額		336万8千円 252万8千円 +12万円×7時間	486万円 360万円 +18万円×7時間	634万4千円 466万4千円 +24万円×7時間
深夜延長型 時間延長型運営のうち、深夜(22時～5時)の運営があるもの 施設の規模に応じた時間延長型の支給限度額に加え、深夜時間の加算額に深夜時間数(最大7時間まで) を乗じた額		355万7千円 252万8千円 +12万円×7時間 +2万7千円×7時間	518万9千円 360万円 +18万円×7時間 +4万7千円×7時間	676万4千円 466万4千円 +24万円×7時間 +6万円×7時間
体調不調児対応型 安静室を設けて看護師を置いて運営するもの		上記いずれかの支給限度額に110万円を加えた額		

○ 同じ子を長時間にわたって預け続けることを奨励するものではありません。

### 3 増築費 定員増等に伴って、増築又は建替えを行い、運営を再開した場合

両立支援レベルアップ助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)の設置費又は事業所内保育施設設置・運営等助成金の設置費の受給の有無は問いません。

ただし、過去に事業所内保育施設に係る国等の助成金(設置費又は増築費)を受給した施設については、運営開始又は運営再開後、原則として5年を経過していることが必要です。

なお、5年以内に増築することについて合理的な理由がある場合はこの限りではありません。

追って、増築又は建替え後の運営費の助成は行いません。ただし、現に運営費の助成を受けている場合又は受けていた場合において10年間支給対象となることを妨げません。

#### (1) 助成の対象となる増築又は建替えの内容

##### ① 増築の場合

5人以上の定員増、かつ、35㎡以上の面積増となる増築又は、利用定員2人以上、かつ、1人当たり1.98㎡以上、面積3.96㎡以上の安静室の増築(安静室を設ける増築については面積の増加は要件ではない。)

なお、いずれの増築についても、当該増築に係る施設は、増築前及び増築後のいずれにおいても一定要件を備えた事業所内保育施設(2、3頁参照)の要件を満たしていること。

##### ② 建替えの場合

建替えに係る既存の事業所内保育施設及び建替え後の事業所内保育施設は、いずれも一定要件を備えた事業所内保育施設(2、3頁参照)の要件を満たしており、かつ、建替え後の事業所内保育施設の建築延べ面積が、既存の事業所内保育施設より定員が5人以上、面積が35㎡以上増加している建替え。

なお、建替えとは、既存の事業所内保育施設と同じ事業所の労働者を利用者として、事業所内保育施設を設置し、既存の事業所内保育施設の用途を廃止することを言います。

#### (2) 助成の対象となる費用等

① 増築の場合は、建築費、工事費及び設計監理料を助成します。

② 建替えの場合は、**1**(1)、(2)及び(3)に準じます。

- (3) 受給できる額
- ① 増築の場合  
増築に要した費用の2分の1、**支給限度額 1,150万円**
  - ② 建替えの場合  
建替えに要した費用に、下記により算出された割合を乗じて得た額の2分の1、**支給限度額 2,300万円**  

$$\frac{\text{建替え後の施設の定員} - \text{既存の施設の定員}}{\text{建替え後の施設の定員}}$$

#### 4 保育遊具等購入費 事業所内保育施設の保育遊具等を購入した場合

過去に事業所内保育施設に係る国等の助成金（保育遊具等購入費）を受給した施設については、当該助成金の受給から5年を経過していることが必要です。

- (1) 助成の対象となる保育遊具等
  - ① 積み木、とび箱等の室内遊具
  - ② すべり台、ブランコ等園庭に設置する遊具
- (2) 助成の対象とならない保育遊具等
  - ① ピクニックテーブル、椅子等の備品
  - ② オルガン等の楽器
  - ③ ビデオデッキ、ミニシアター等の視聴覚教材
  - ④ むいぐるみ、絵本等短時日に消耗する玩具
- (3) 受給できる額  
保育遊具等（一品の単価が原則として1万円以上、総経費20万円以上のもので労働局長が認めたものとする。）の購入に要した額から10万円を控除した額。5年間に1回に限ります。  
**支給限度額 40万円**

## 6 受給の手続

### 1 相談

都道府県労働局に助成の要件、手続等について、あらかじめご相談ください。相談はいつでも受け付けています。

### 2 設置・運営計画、運営計画、増築計画又は保育遊具等購入計画の認定申請

- (1) 設置、運営、増築又は保育遊具等購入の各計画が具体化したら、「事業所内保育施設計画認定申請書」（以下「認定申請書」という。）及び添付書類を、以下①～③の期間内に労働局長に提出してください。
  - ① 設置・運営計画又は増築計画は、着工等の2か月前まで
  - ② 運営計画は、運営を開始する予定の日の2か月前まで
  - ③ 保育遊具等購入計画は、上記①②の計画に合わせて認定を受けようとする場合は、上記①②の期間内、保育遊具等購入計画の認定申請のみ行う場合は、購入を行う予定の日の2か月前まで。

※提出書類は、新築・増築等設置の種類、事業主か事業主団体か等により異なります。詳しくは、提出書類一覧（11頁）をご覧ください。
- (2) 共同事業主の場合は、保育施設の設置、運営、増築及び保育遊具等購入に参加するいずれかの事業主が申請書を一括して提出してください。

- (3) 認定された事業所内保育施設計画を変更する場合には、事業所内保育施設計画変更認定申請書を労働局長に提出し、認定を受けることが必要です。

### 3 運営開始

運営開始とは、雇用する労働者が事業所内保育施設を利用したことをいいます。

### 4 支給申請

- (1) 事業所内保育施設の運営開始後又は保育遊具等の購入後、以下①②の期間内に「事業所内保育施設設置・運営等助成金（設置費・運営費・増築費・保育遊具等購入費）支給申請書」（以下「支給申請書」という。）及び添付書類を労働局長に提出してください。

郵送により提出される場合は、簡易書留郵便とし、申請期間末日の消印まで有効です。

① 設置費、増築費又は保育遊具等購入費

運営開始日、運営再開日又は購入日が1月1日から6月末日までである場合は、7月1日から7月末日まで。7月1日から12月末日までである場合は、翌年の1月1日から1月末日まで。

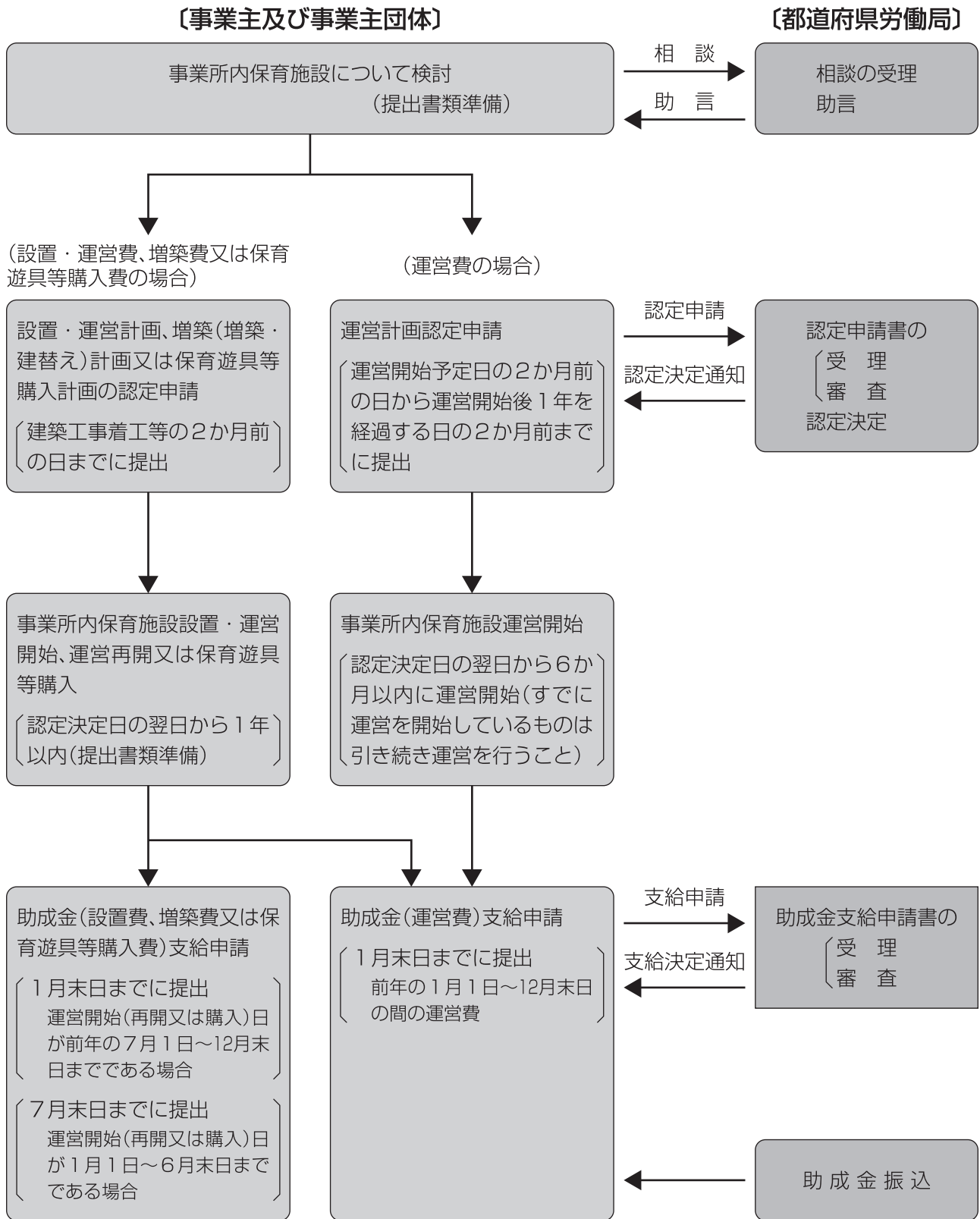
② 運営費

1月1日から12月末日までの運営費について、翌年の1月1日から1月末日まで。

※提出書類は、支給申請の種類、事業主か事業主団体か等により異なります。詳しくは提出書類一覧（11頁）をご覧ください。

- (2) 共同事業主が、支給申請を行う場合は、そのすべての事業主が支給申請を行ってください。ただし、記載事項を明らかにする添付書類については、その共同する事業主のいずれかひとつの事業主が添付していれば、他の共同事業主の添付は不要とします。

5 受給までの流れ



# 7 提出書類一覧

## 1 設置・運営計画、運営計画、増築計画又は保育遊具等購入計画の認定申請

「事業所内保育施設計画認定申請書」(㊤様式第1号)に下記の書類を添付してください。

	項 目	設置・運営計画			運営 計画	増築(増 築・建替 え)計画	保育遊 具等購 入計画
		新築	購入	増築 改築			
事業主 共同事業主 事業主団体 に共通	① 事業所内保育施設の付近見取図、配置図、断面図、仕上表及び各階の平面図	○	○	○	○	○	△
	② 増築又は改築にかかる部分の増築前又は改築前の平面図及び写真、並びに増築図面又は改築図面(平面図、断面図及び仕上表)			△			
	③ 体調不調児対応型運営を行う事業所内保育施設の場合は、安静室の平面図	○	○	○	○	○	
	④ 賃貸借契約書及び敷地の所有者の建築、増築、改築、購入に関する承諾書(写)(借地の場合)	△		△		△	
	⑤ 賃借する建物の賃貸借契約書及び増築、改築承諾書(写)(賃借の場合)			△		△	
	⑥ 建築基準法第6条第4項の規定による確認済証(写)(同法の適用を受ける場合のみ)	△		△		△	
	⑦ 申請に係る建物の賃貸借契約書(写)(賃借の場合)			△	△		
	⑧ 費用の見積書(写)	○		○		○	○
	⑨ 購入予定価格書(これらのものが記載された募集パンフレットでも可)		○				
	⑩ 事業所内保育施設の利用条件(保育料、保育時間、利用者の範囲等)を明らかにする書類(写)	○	○	○	○	○	
	⑪ 保育遊具等購入計画書						○
	⑫ 設置費を受給した事業所が、運営開始後5年以内に定員増を伴う増築又は建替えを行う場合は、増築又は建替えが必要であることを明らかにする書類					△	
	⑬ 申請者が代理人の場合は、事業主等の委任状(写)	△	△	△	△	△	△
事業主団体	⑭ 定款、寄付行為又は団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等	○	○	○	○	○	
共同事業主	⑮ 共同であることを証明する書類(事業主間の協定書等)	○	○	○	○	○	

- △印は、該当する場合に提出する書類です。
- 既存の建物を購入し、増築・改築して事業所内託児施設を新設する場合は、「購入」欄と「増築、改築」欄の書類が併せて必要です。
- 建替えの場合、新築、購入、増築、改築のいずれかに応じて設置・運営計画の添付書類に準じます。
- 上記書類のほか、認定申請書の記載内容を確認するため、別途書類の提出又は提示を求められることがあります。

## 2 設置費・運営費・増築費・保育遊具等購入費の支給申請

「事業所内保育施設設置・運営等助成金（設置費・運営費・増築費・保育遊具等購入費）」支給申請書」（㊤様式第4号）に下記の書類を添付してください。

項 目	設置・運営計画			運営費	増築(増築・建替え)費	保育遊具等購入費
	新築	購入	増築改築			
① 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証(写) (同法の適用を受ける場合のみ)	△	△	△		△	
② 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに室内の写真	○	○				
③ 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築、改築後の写真			○		○	
④ 建物登記簿謄本(所有者が移転した場合は移転後のもの)	○	○				
⑤ 工事請負契約書（工事費内訳書を含む。）（写）及び建築に要した総費用の領収書（写）	○		○		○	
⑥ 売買契約書（写）及び購入に要した費用の領収書（写）		○				
⑦ 不動産鑑定評価書又は市町村長の不動産評価証明書（土地付建築物を購入した場合であって、建築物本体の売買価格が不明の場合のみ）		△				
⑧ 事業所内保育施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が開始されたことを明らかにする書類（写）（利用開始日が明記された利用申込書等）	○	○	○	○	○	
⑨ 事業所内保育施設に配置される保育士の保育士証（写）、賃金台帳（写）及び出勤簿（写）				○		
⑩ 毎年1月1日から12月末日までのうち支給対象期間に該当する期間について、保育の実施状況を明らかにする書類				○		
⑪ 保育施設が賃借施設である場合は、当該施設の賃借料領収書（写）				△		
⑫ 保育施設の運営が別企業への委託である場合は、その委託料のうち専任の保育士及び看護師（体調不調児対応型運営の場合に限る。）の person 費部分を証明する書類				△		
⑬ 事業所内保育施設を所管する事業所が医療機関以外である場合は、医療機関との協力体制が確保されていることを証明する書類				△		
⑭ 時間延長型運営を行う事業所内保育施設の場合（運営時間が深夜に亘る場合を含む。）は、その託児の実施状況を明らかにする書類				△		
⑮ 体調不調児対応型運営を行う事業所内保育施設の場合は、当該事業所内保育施設に配置される看護師の免許証（写）、賃金台帳（写）及び出勤簿（写）				△		
⑯ 体調不調児対応型運営を行う事業所内保育施設の場合は、安静室の利用状況を明らかにする書類				△		
⑰ 保育士を保育従事者研修会に参加させて代替の保育士を雇い入れた場合、代替の保育士に支払った賃金台帳(写)及び保育従事者研修会の開催通知等				△		
⑱ 保育遊具等購入品目の請求書（写）						○
⑲ 保育遊具等購入品目の領収書（写）						○
⑳ 保育遊具等購入品目の写真						○

項 目	設置・運営計画			運営費	増築(増築・建替え)費	保育遊具等購入費
	新築	購入	増築改築			
⑳ 直近の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（写）及び納付書・領収証書（写）	○	○	○	○	○	○
㉑ 育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業及び第23条第1項に規定する勤務時間の短縮等の措置を定めた労働協約（写）又は就業規則（写）	○	○	○	○	○	○
㉒ 一般事業主行動計画策定・変更届（写）	○	○	○	○	○	○
㉓ 申請者が代理人の場合は、事業主等の委任状（写）	△	△	△	△	△	△

- △印は、該当する場合に提出する書類です。
- 既存の建物を購入し、増築・改築して事業所内保育施設を新設する場合は、「購入」欄と「増築、改築」欄の書類が併せて必要です。
- 建替えの場合、新築、購入、増築、改築のいずれかに応じて設置費の添付書類に準じます。
- 当該申請を行ったことのある事業主等で、その内容に変更がない場合は、⑨のうち保育士証（写）、⑩のうち免許証（写）、⑪、⑫、⑬及び⑭の書類については再度の提出は必要としません。
- 上記書類のほか、支給申請書の記載内容を確認するため、別途書類の提出又は提示を求めることがあります。

#### （参考）事業所内保育施設に係る法人税の優遇措置（割増償却）について

平成19年4月1日から平成23年3月31日までの間に、一定の要件の下、法人が事業所内保育施設を新設される場合、法人税の優遇措置（割増償却）が受けられます。

※税務署への申告には、都道府県（又は指定都市、中核市）が交付した確認書が必要となります。（確認書の交付事務手続については、都道府県等の児童福祉担当課にお問い合わせください。）

#### 《要件》

- ・適用法人：① 青色申告書を提出する法人で、事業所内保育施設を設置するもの。  
② ○大企業（従業員301人以上）……次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に取組方針を明記し、これを厚生労働大臣に対し届出し、かつ、公表すること。  
○中小企業（従業員300人以下）…上に同じ（ただし、公表することは除く。）
- ・人数要件等：定員10名以上（中小企業にあっては6名以上）の事業所内保育施設であること。  
※その他、施設の構造・設備、保育士の配置等の要件あり。
- ・利用条件：原則、事業所内保育施設の利用者の総数のうち半数以上が自社の労働者であること。  
※利用者の総数のうち半数未満であれば、他社の労働者や近隣住民の利用も可。

#### 《優遇措置の内容》

上記の要件を満たす場合は、①建物及びその附属設備（新設及び既存施設の改修を含む。）、②遊戯具や防犯用の器具及び備品について、5年間20%（中小企業にあっては30%）の割増償却が受けられます。

#### （問い合わせ先）

内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 少子化対策担当（電話番号：03-3581-1403）

# 事業所内保育施設設置計画

今回の申請に該当するところを○で囲んでください。設置・運営計画及び増築(増築・建替え)計画の認定を行う場合は、該当するすべての欄に記入してください。また、運営計画のみの認定申請を行う場合は、5の工事等の概要欄は、③のみ記入してください。

申請事業主の住所、名称及び代表者職氏名を記入し、押印してください。申請者が代理人の場合は、上欄に代理人の記名・押印等を下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入(押印不要)をしてください。申請者が社会保険労務士法施行規則に規定する提出代行者又は事務代理者の場合は、上欄に事業主の記名・押印等を、下欄に提出代行者又は事務代理者の記名・押印等をしてください。

この申請書を提出する年月日を記入してください。

該当部分を○で囲んでください。

認定申請を行う日の属する月の初日において、常時雇用する労働者(2ヶ月を超えて使用される者であり、かつ、適当たりの所定労働時間が、当該企業の通常の従業員と同等である者)の数を記入してください。

①の事業所で常時雇用する労働者の数を記入してください。

当該申請を行う事業所名を記入してください。

乳幼児定員は満年齢で区別してください。増築(増築・建替え)計画の申請の場合、( )内に既存の保育施設の定員を記入してください。

「施設の構造」については、該当部分に○印をつけ、「主要な部分の構造」は、例えば鉄骨鉄筋コンクリート造、木造等の区分を記入してください。

上段にはこの申請に係る計画の中の施設の延面積を記入してください。増築(増築・建替え)計画の場合は、( )内に既存の保育施設の面積を記入してください。

当該事業所内保育施設の利用条件を明らかにする書類に記載されている時間を記入してください。

保育施設を所管する事業所の主な所定労働時間を記入してください。

保育用具等購入計画のみの認定申請である場合も、運営開始年月日を記入してください。

⑧様式第1号 (労働局提出用)

### 事業所内保育施設設置計画認定申請書

事業所内保育施設について(設置)運営(通常型運営・時間延長型運営・深夜延長型運営・体調不調児対応型運営)・増築(増築・建替え)・保育用具等購入)計画の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

平成 21 年 4 月 17 日  
労働局長 殿

申請事業主又は代理人  
住所 〒 111-1111  
東京都〇〇区☆〇-△-×  
名称 (株)〇〇 印  
氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

1 申請者の区分		①常時雇用する労働者の数		③主たる事業		④事業所総数	
2 申請者	(1)単独事業主又は共同事業主の場合	1,000 人	ア 小売業・飲食店	イ サービス業 ウ 卸売業		カ所	
	(2)事業主団体の場合	1億 円	エ その他 ( 製造業 )	イ		⑤他の都道府県に所在する事業所数	
		①構成員事業所数	カ所	②事業所内保育施設利用事業所数		カ所	
		③構成員事業主の主な業種		④雇用保険適用事業所番号		⑤労働保険番号	
3 単独事業主又は共同事業主の場合、申請事業主の事業所のうち当該保育施設を所管する事業所		①名称 (株)〇〇		②所在地 〒 111-1111 (TEL 03-1111-〇〇〇〇) 東京都〇〇区☆〇-△-×		③常時雇用する労働者の数 500 人	
		④雇用保険適用事業所番号 270×-×××××××-×		⑤労働保険番号 270×××××××××-×××			
計 画 内 の 施 設 の 内 容		①名称 〇〇保育所		②所在地 東京都〇〇区☆〇-△-×			
		③施設を利用できる子の年齢 ( 0 ~ 6 歳)					
		④乳幼児定員 (定員増に伴う増築又は建替えの場合、既存の保育施設の定員)		計 10 人	ア 0歳児 2 人	イ 1歳児 人	ウ 2歳児 3 人
				エ 3歳児 3 人	オ 4歳以上児 2 人		
		⑤職員数		保育士 専任 3 人 兼任 0 人	看護師 専任 0 人 兼任 0 人	その他の職員 専任 0 人 兼任 0 人	
		⑥施設の構造		耐火・準耐火・その他		主要な部分の構造	
		⑦棟数及び階数		1 棟 1 階建 1 階			
		⑧施設の延面積 (定員増若しくは安静室の増築又は建替えの場合、既存の保育施設の面積)		80 m <sup>2</sup>		内 訳	
				保育室 45 m <sup>2</sup>	便 所 5 m <sup>2</sup>	調理室 15 m <sup>2</sup>	安静(医務)室 m <sup>2</sup>
				( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
		⑨保育時間		8 時 30 分 ~ 18 時 00 分 (ア 9.5 時間)		⑩保育料の徴収予定月(日)額	
				イ アが11時間以上あり(ア-9時間= 時間)		10,000 円	
				ウ アに深夜時間(午後10時~午前5時)あり(午後10時以後の時間数 時間)			
		⑪所定労働時間		9 時 00 分 ~ 17 時 30 分		⑫運営開始(再開)予定年月日 平成 21 年 10 月 1 日	
				1 年次		2 年次	
				3 年次		4 年次	
				5 年次			
		⑬運営開始から5年間の施設の利用者見込み数(うち他事業所の労働者の乳幼児数)		8 人		10 人	
				( 人)		( 人)	

# 認定書（保様式1号）記載例

設置・運営計画及び増築計画の認定申請を行う場合は、該当するすべての欄を記入してください。

該当部分を○で囲んでください。

保様式第1号 (労働局提出用)

5 設置・増築工事等の概要	設置の場合		増築・建替の場合		②予定工事期間	
	<input checked="" type="radio"/> 新築・ <input type="radio"/> 増築・ <input type="radio"/> 改築・ <input type="radio"/> 購入 総額 22,000,000 円 共同事業主の場合、自社負担額 円		建替の種類 新築・増築・改築・購入 総額 円 共同事業主の場合、自社負担額 円		着工 平成 21 年 7 月 1 日 完成 平成 21 年 9 月 15 日	
	③施設が賃借の場合		ア 賃借の相手方名		イ 賃借期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日	
	④施設の購入		ア 購入の相手方名		イ 購入(予定)日 平成 年 月 日	
	⑤施設の敷地の状況等		ア 面積(事業所と区分できない場合は利用できる面積)		100 m <sup>2</sup>	
			イ 施設の建築面積		80 m <sup>2</sup>	
6 保育遊具等購入の概要	ウ 所有地・借地別 <input checked="" type="radio"/> 所有地・借地(所有者名)		ウ 所有地・借地別 <input type="radio"/> 所有地・借地(所有者名)		ウ 買収予定地	
	⑥建築確認申請		<input checked="" type="radio"/> 必要あり・必要なし(理由)			
	過去5年間の保育遊具等購入費の受給の有無		有・無			
①購入品目		②単価 (原則として1万円以上のもの)	③個数	④購入金額		
⑤ 計				(総経費20万円以上であること)		

「ア 面積」は保育施設の敷地面積を、「イ 施設の建築面積」は保育施設の建築面積を記入してください。

7 同一事由による他の助成金等の受給状況(今回の認定申請に係る「保育施設」に対する他の助成金の受給及び受給予定の有無について、該当するところを○で囲んでください。)

区分	設置費	運営費	増築費	過去5年間における保育遊具等購入費
地域求職者雇用奨励金	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	-	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
通年雇用奨励金	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	-	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
病院内保育所施設整備事業の補助金	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	-	-	-
病院内保育所運営事業による院内保育施設への補助金	-	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	-	-
地域保育資源活用事業による補助金	-	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	-	-
育児・介護費用等補助コース	-	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	-	-
事業所内託児施設設置・運営コース	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
事業所内保育施設環境づくり支援事業	-	-	-	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

他の助成金の受給、もしくは受給予定の有・無を記入してください。

8 下記項目に関し、当該保育施設を所管する事業所又は申請事業主団体について該当する場合は「有」を、該当しない場合は「無」をそれぞれ○で囲んでください。

項目	該当の有無
(1) 認定申請日において、2年間を超える労働保険料滞納の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
労働保険事務組合への労働保険に係る事務委託	(有・ <input checked="" type="radio"/> 無)
(2) 認定申請日までの過去3年間に、偽りその他不正の行為により雇用保険二事業に係る各種給付金等の不支給措置が執られていることの有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

この申請書について問い合わせできる方について記入してください。

9 記載担当者(当該企業において本申請に係る担当者について記入してください。)

記載担当者	役職	総務課長	氏名	×× ××	連絡先電話番号	03-1111-0000
-------	----	------	----	-------	---------	--------------

※処理欄	受理年月日	平成 年 月 日	受理番号	-
	審査結果	認定・不認定	備考	
	決定年月日	平成 年 月 日		
	認定番号	-		
	決定通知日	平成 年 月 日		

※処理欄は記入しないでください。

※処理欄			
------	--	--	--

# 参 考

# 事業所内保育施設設置計画

今回の申請に該当するところを○で囲んでください。設置・運営計画及び増築(増築・建替え)計画の認定を行う場合は、該当するすべての欄に記入してください。設置費又は増築費の支給申請を行う場合は、4の運営費欄に、運営費の支給申請を行う場合は、3の設置費・増築費欄に斜線を引いてください。

申請事業主の住所、名称及び代表者職氏名を記入し、押印してください。申請者が代理人の場合は、上欄に代理人の記名・押印等を下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入(押印不要)をしてください。申請者が社会保険労務士法施行規則に規定する提出代行者又は事務代理者の場合は、上欄に事業主の記名・押印等を、下欄に提出代行者又は事務代理者の記名・押印等をしてください。

この申請書を提出する年月日を記入してください。

「事業所内保育施設設置・運営・増築・保育遊具等購入計画(変更)認定決定通知書」に記載された認定番号と認定年月日を記入してください。

満年齢で区分してください。

支給申請を行う日の属する月の初日における人数を満年齢で区分し記入してください。

「その他の職員」は、調理師、栄養士、事務員等を指します。

「施設の構造」については、該当部分に○印をつけ、「主要な部分の構造」は、例えば鉄骨鉄筋コンクリート造、木造等の区分を記入してください。

保育施設を所管する事業所の主な所定労働時間を記入してください。

「面積」は保育施設の敷地面積を、「施設の建築面積」は、保育施設の建築面積を記入してください。

保育施設の運営開始日及び運営を開始した日から起算して5年を経過する日を記入してください。

前年の1月1日(平成21年度は4月1日)から12月31日までの間で、保育施設を運営した期間を記入してください。

体調不調児対応型運営に伴う運営費を申請する場合に記入してください。

◎様式第4号 (労働局提出用)

〔事業所内保育施設設置・運営等助成金(設置費・運営費・増築費・保育遊具等購入費)〕支給申請書

事業所内保育施設設置・運営等助成金について(設置費・運営費(通常型運営)・時間延長型運営・深夜延長型運営・体調不調児対応型運営)・増築費(増築・建替え)・保育遊具等購入費)の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

平成 22 年 1 月 10 日

申請事業主又は代理人 住所 〒111-1111 東京都〇〇区☆〇-△-× 名称(株)〇〇 印

氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

認定番号	20 - 1	認定年月日	平成 21 年 4 月 30 日
区分	単独事業主	事業主団体	共同事業主
申請者	(1)単独事業主又は共同事業主の場合	①常時雇用する労働者の数 1,000 人	③主たる事業 ア 小売業・飲食店 イ サービス業 ウ 卸売業 その他(製造業)
	(2)事業主団体の場合	②資本の額又は出資の総額 1億 円	④事業所総数 3 か所 ⑤他の都道府県に所在する事業所数 2 か所
1 保育施設を所管する事業所	①名称 (株)〇〇	②所在地 〒111-1111 東京都〇〇区☆〇-△-× (TEL 03-1111-〇〇〇〇)	③雇用保険適用事業所番号 270×-××××××-×
	④名称 〇〇保育所	⑤所在地 〒111-1111 東京都〇〇区☆〇-△-×	⑥労働保険番号 270××××××××-×××
2 保育施設の概要	③乳幼児定員(定員増に伴う増築費(増築又は建替え)の場合、既存の保育施設の定員)	計 10 人	ア 0歳児 (2人) イ 1歳児 (3人) ウ 2歳児 (3人) エ 3歳児 (3人) オ 4歳以上児 (2人)
	④現在の乳幼児数(うち他事業所の労働者の乳幼児数)	計 9 人	ア 0歳児 (1人) イ 1歳児 (3人) ウ 2歳児 (3人) エ 3歳児 (3人) オ 4歳以上児 (2人)
3 設置費・増築費	⑤職員数	保育士 3人 (専任 3人 兼任 0人) 看護師 0人 (専任 0人 兼任 0人) その他の職員 0人 (専任 0人 兼任 0人)	
	⑥施設の構造	耐火・準耐火・その他	主要な部分の構造
4 運営費	⑦棟数及び階数	1 棟 1 階建 1 階	
	⑧施設の延面積(定員増若しくは安静室の増築又は建替えの場合、既存の保育施設の面積)	80 m <sup>2</sup>	内訳 保育室 45 m <sup>2</sup> 便所 5 m <sup>2</sup> 調理室 15 m <sup>2</sup> 安静(医務)室 0 m <sup>2</sup> その他 15 m <sup>2</sup>
5 保育遊具等購入費	⑨保育時間	8 時 30 分 ~ 18 時 00 分 (ア 9.5 時間) イ アが11時間以上あり(ア-9時間= ) 時間 ウ アに深夜時間(午後 10 時 ~ 午前 5 時)あり(午後 10 時以後の時間数 時間)	⑩保育料 月(日)額 10,000 円
	⑪所定労働時間	9 時 00 分 ~ 17 時 30 分	⑫運営開始(再開)年月日 平成 年 月 日
設置費・増築費	⑬工事期間(着工)平成 21 年 7 月 1 日 ~ (完成)平成 21 年 9 月 15 日	⑭施設が賃借の場合 賃借の相手方名 賃借期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 賃借料 円/月	⑮購入の場合 購入の相手方名 購入年月日 平成 年 月 日
	⑯施設の敷地の状況	面積 100 m <sup>2</sup> 所有地・借地別(所有地)・借地(所有者名)	⑰設置費の場合施設の建築面積 80 m <sup>2</sup> 増築費の場合施設の増築面積 m <sup>2</sup>
運営費	⑱工事の総費用(敷地の取得に要した費用は除く) 22,000,000 円 (共同事業主の場合、自社負担額 円)	⑲支給対象期間	ア 運営開始(再開)日 平成 21 年 10 月 1 日 イ 5年を経過する日 平成 26 年 9 月 30 日
	⑳今回の支給申請に係る対象期間	ア 通常型運営 平成 21 年 10 月 1 日 ~ 平成 21 年 12 月 31 日 イ 時間延長型運営 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ウ 深夜延長型運営 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 エ 体調不調児対応型運営 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	㉑今回の支給申請に係る運営費(共同事業主の場合、自社負担額) 1,500,000 円 イ 専任の看護師の人員費 円 ( ) 専任の保育士人員費 1,500,000 円 賃借料 円 ( )
体調不調児対応型運営に伴う運営費を申請する場合に記入してください。	㉒保育遊具等購入費	購入に要した総経費 円	

# 認定書 (保様式4号) 記載例

保様式第4号 (労働局提出用)

6 振込先	<input type="checkbox"/> 銀行 信用金庫 フリガナ 支店 <input type="checkbox"/> 座名義 (株)○○ 口座の種類 <input checked="" type="radio"/> 普通・当座 口座番号 { 99999999 }		
7 記載担当者	役職 総務課長	氏名 ×× ××	連絡先電話番号 03-1111-0000

振込先について具体的に記入してください。

この申請書について問い合わせできる方について記入してください。

※処理欄	受取年月日	平成 年 月 日	受取番号	-				
支給決定	設置費	審査結果	支給・不支給	決定年月日	平成 年 月 日	決定番号	-	
		①助成対象設置費額	円	中小企業事業主 ①×2/3 中小企業事業主以外の事業主 ①×1/2		円		
		③支給限度額	23,000,000 円	④支給決定金額 (②と③のいずれか低い額)			,000 円	
	運営費	施設の規模 (現員又は定員のうちいずれか低い数)	① 15人未満	② 15~20人未満	③ 20人以上			
			A 通常型運営	①助成対象運営費の額	円	② ( 月分) ①×2/3 ( 月分) ①×1/2 ( 月分) ①×1/3	円	
			B 時間延長型・深夜延長型運営 (最長7時間) 延長時間数 時間× 万円 深夜時間数 時間× 万円	③今回の支給対象期間の 支給限度額(A+B)	円	④支給決定金額 (②と③のいずれか低い額)		
		運営の形態	C 体調不調児対応型運営	①助成対象運営費の額	円	② ( 月分) ①×2/3 ( 月分) ①×1/2 ( 月分) ①×1/3	円	
				③今回の支給対象期間の 支給限度額(C)	円	④支給決定金額 (②と③のいずれか低い額)		
			運営費支給決定金額の合計(④の合計)					
	増築費	ア 既存施設の 増築 (増築)	①助成対象増築費額	円	② ①×1/2の額		円	
③支給限度額			11,500,000 円	④支給決定金額 (②と③のいずれか低い額)		,000 円		
イ 既存保育 施設の建替え (建替え)		①助成対象増築費額	円	③ ①×2×1/2の額		円		
		②増加した定員の割合	建替え後の施設の定員 ( 人) - 既存の施設の定員 ( 人) = 建替え後の施設の定員 ( 人)					
④支給限度額		23,000,000 円	⑤支給決定金額 (③と④のいずれか低い額)		,000 円			
保育遊具等購入費	審査結果	支給・不支給	決定年月日	平成 年 月 日	決定番号	-		
	①助成対象購入費額	円	② ① - 100,000円の額		円			
	③支給限度額	400,000 円	④支給決定金額 (②と③のいずれか低い額)		,000 円			
総支給決定金額		(設置費④ + 運営費④ + 増築費アの④又はイの⑤ + 保育遊具等購入費④の合計)				,000 円		
決定通知日	平成 年 月 日	備考						
送金日	平成 年 月 日							
送金金額	,000 円							

上記のとおり支給することを決定しました。

平成 年 月 日  
労働局 課長 殿  
労働局 雇用均等室長 印

※処理欄は記入しないでください。

※処理欄				
------	--	--	--	--

# 事業所内保育施設設置・運営等助成金支給申請書

## 保様式4号（続紙）記載例

保様式第4号（続紙） (労働局提出用)

事業所内保育施設設置・運営等助成金支給申請書

申請者	平成 年 月 日	名称 所在地 〒
申請内容	<input checked="" type="radio"/> 設置 ・ <input checked="" type="radio"/> 運営 ・ 増築 ・ 保育遊具等購入費	

8 制度導入の有無

① 育児休業制度 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無	② 育児のための勤務時間の短縮等の措置 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無
---	--

9 一般事業主行動計画の策定・届出かつ公表・周知の有無

有 ・  無

10 同一事由による他の助成金等の受給状況（今回支給申請に係る「保育施設」に対する他の助成金の受給及び受給予定の有無について、該当するところを○で囲んでください。）

区 分	設置費	運営費	増築費	過去5年間に於ける 保育遊具等購入費
地域求職者雇用奨励金	有 <input checked="" type="radio"/> 無	—	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有 <input checked="" type="radio"/> 無
通年雇用奨励金	有 <input checked="" type="radio"/> 無	—	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有 <input checked="" type="radio"/> 無
病院内保育所施設整備事業の補助金	有 <input checked="" type="radio"/> 無	—	—	—
病院内保育所運営事業による院内保育施設への補助金	—	有 <input checked="" type="radio"/> 無	—	—
地域保育資源活用事業による補助金	—	有 <input checked="" type="radio"/> 無	—	—
育児・介護費用等補助コース	—	有 <input checked="" type="radio"/> 無	—	—
事業所内託児施設設置・運営コース	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有 <input checked="" type="radio"/> 無
事業所内保育施設環境づくり支援事業	—	—	—	有 <input checked="" type="radio"/> 無

11 下記項目に関し、当該保育施設を所管する事業所又は事業主団体について、該当する場合は「有」を、該当しない場合は「無」をそれぞれ○で囲んでください。

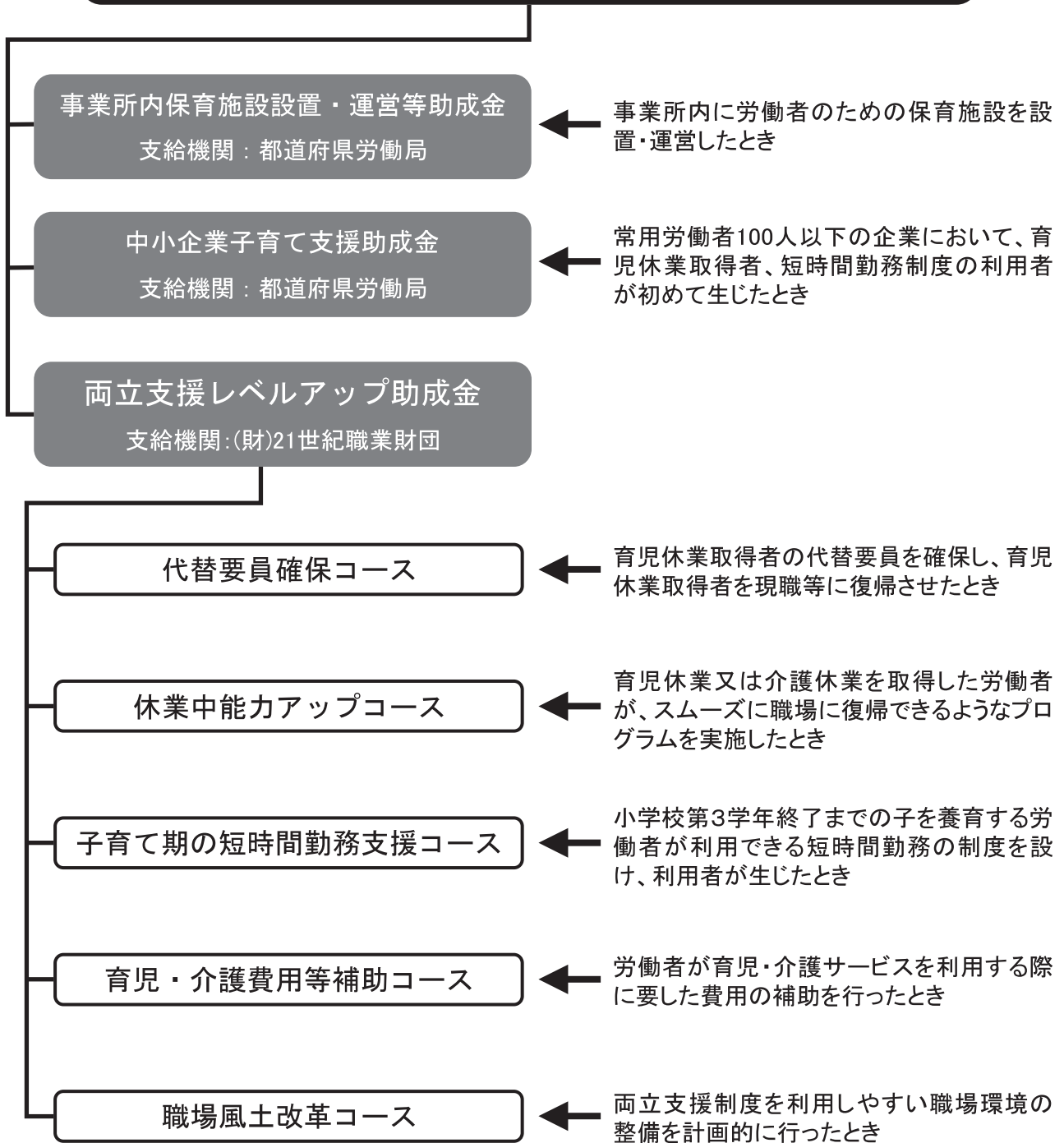
項 目	該当の有無
(1) 支給申請日において、2年間を超える労働保険料滞納の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無
<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">労働保険事務組合への労働保険に係る事務委託</div>	( 有 <input checked="" type="radio"/> 無 )
(2) 支給申請日までの過去3年間に、偽りその他不正の行為により雇用保険二事業に係る各種給付金等の不支給措置が執られていることの有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無

該当部分を○で囲んでください。

次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に提出していることの有無を記入してください。なお、「無」の場合は支給できません。

他の助成金の受給、もしくは受給予定の有・無を記入してください。

# 育児・介護雇用安定等助成金の概要



◎受給のためには、雇用保険の適用事業主又は事業主団体であることが必要

◎中小企業事業主の範囲は以下のいずれかの区分に該当する場合

(中小企業子育て支援助成金及び両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)は除く)

区分	小売業	サービス業	卸売業	その他の業種
資本又は出資の額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

育児・介護雇用安定等助成金に関するホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ryouritsu01/02.html>

# 労働局雇用均等室所在一覧

平成21年4月1日現在

都道府県	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎
青森	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎
岩手	019-604-3010	019-604-1535	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館
宮城	022-299-8844	022-299-8845	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋田	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎
山形	023-624-8228	023-624-8246	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福島	024-536-4609	024-536-4658	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
茨城	029-224-6288	029-224-6265	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31
栃木	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群馬	027-210-5009	027-210-5104	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼玉	048-600-6210	048-600-6230	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階
千葉	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央4丁目1番1号 千葉第2地方合同庁舎
東京	03-3512-1611	03-3512-1555	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
神奈川	045-211-7380	045-211-7381	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎13階
新潟	025-234-5928	025-265-6420	951-8588	新潟市中央区川岸町1丁目56番地
富山	076-432-2740	076-432-3959	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号
石川	076-265-4429	076-221-3087	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福井	0776-22-3947	0776-22-4920	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
山梨	055-225-2859	055-225-2787	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号
長野	026-227-0125	026-227-0126	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号
岐阜	058-263-1220	058-263-1707	500-8842	岐阜市金町4丁目30番地 明治安田生命岐阜金町ビル3階
静岡	054-252-5310	054-252-8216	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階
愛知	052-219-5509	052-220-0573	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング
三重	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎
滋賀	077-523-1190	077-527-3277	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
			520-0806	大津市打出浜449-5 (平成21年度中に移転予定)
京都	075-241-0504	075-241-0493	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大阪	06-6941-8940	06-6946-6465	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵庫	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー15階
奈良	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1170	073-475-0114	640-8581	和歌山市黒田48
鳥取	0857-29-1709	0857-29-4142	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号
島根	0852-31-1161	0852-31-1505	690-0841	松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5階
岡山	086-224-7639	086-224-7693	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広島	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館
山口	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館
徳島	088-652-2718	088-652-2751	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階
香川	087-811-8924	087-811-8935	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階
愛媛	089-935-5222	089-935-5223	790-8538	松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎
高知	088-885-6041	088-885-6042	780-8548	高知市南金田1番39号
福岡	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐賀	0952-32-7218	0952-32-7224	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長崎	095-801-0050	095-801-0051	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル6階
熊本	096-352-3865	096-352-3876	860-0008	熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎
大分	097-532-4025	097-537-1240	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階
宮崎	0985-38-8827	0985-38-8831	880-0805	宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎
鹿児島	099-222-8446	099-222-8459	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル
沖縄	098-868-4380	098-869-7914	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎(1号館)